県章

三重県公報

平成31年3月12日（火）
第　3090　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
7	三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則	（税務企画課）	2
8	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	4
	告　　示		
134	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（長寿介護課）	8
135	介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	（同）	8
136	介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	（同）	8
137	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	8
138	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（健康づくり課）	9
139	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	9
140	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	（同）	9
141	土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法等を定める旨	（大気・水環境課）	10
142	特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法等を定める旨	（同）	11
143	家畜伝染病検査等の実施	（畜産課）	14
144	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	（治山林道課）	15
145	漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	（漁業環境課）	15
146	同件	（同）	15
147	土砂災害警戒区域の指定	（防災砂防課）	16
148	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	17
	選　管　告　示		
16	三重県知事選挙において候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所	（選挙管理委員会）	19
	訓　　令		
1	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	（人事課）	20
	公　　告		
	土地改良事業計画の変更認可	（農地調整課）	21
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	21
	建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	（建設業課）	21
	市街地再開発組合からの理事長の氏名及び住所の届出	（都市政策課）	21
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	（建築開発課）	22

規　　則

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十二日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第七号

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県県税犯則取締事務取扱規則（昭和二十四年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

第７号様式（第10条関係）

差　　押　　目　　録

差押えの場所					
差押年月日	年　　月　　日				
符　号	番　号	品名又は名称	数量又は個数	物件所有者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	備　考

（規格Ａ４）

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行前に改正前の三重県県税犯則取締事務取扱規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十二日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第八号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（事業開始等の申告書） 第三十一条　（略） 2　（略） 3　地方税ポータルシステム（地方税に係る手続を法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用する方法により行う情報処理システムをいう。以下この項において同じ。）を使用し、条例第四十五条第一項及び第二項の規定による申告をするときは、前二項の規定にかかわらず、地方税ポータルシステムで定める様式を使用することができる。 4　（略）	（事業開始等の申告書） 第三十一条　（略） 2　（略） 3　地方税ポータルシステム（地方税に係る手続を電子情報処理組織を使用する方法により行うために開発された情報処理システムであつて、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するものをいう。以下この項において同じ。）を使用し、条例第四十五条第一項及び第二項の規定による申告をするときは、前二項の規定にかかわらず、地方税ポータルシステムで定める様式を使用することができる。 4　（略）

第四十九号様式の四を次のように改める。

第49号様式の4（第42条の3関係）

登録番号	

年　月　日 三重県　　県税事務所長　宛て	申請者	住　所　（所在地） （TEL　　） 名称及び代表者氏名 印

ゴルフ場利用税の特例適用申請書

競技会名	
競技会を開催する年月日	〔公式練習日〕　年　月　日～　年　月　日　日間 〔大　会〕　年　月　日～　年　月　日　日間
競技会を開催するゴルフ場	〔所在地〕 〔名　称〕
競技会参加予定人員	人（プロゴルファーを除く。）

項目	通常料金（平日）	通常料金（土日）	競技会料金（平日）	競技会料金（土日）
グリーンフィ	円	円	円	円
（カートフィ） キャディフィ	（　円） 円	（　円） 円	（　円） 円	（　円） 円
諸経費	円	円	円	円
合計	①　円	②　円	③　円	④　円

備考	

注１　③は①の８割以下であり、かつ、④は②の８割以下であること。
　２　競技会の開催要綱、出場選手名簿その他の参考となる資料を添付してください。
　３　プロゴルファーについては、別途特別徴収義務者（開催ゴルフ場）から「ゴルフ場の業務利用に関する届出書」の事前提出が必要です（２の資料添付）。

第五十号様式を次のように改める。

第50号様式（第44条関係）

		登録番号	
年　月　日 県税事務所長　宛て	特別徴収義務者	住所（所在地）	（電話　—　—　）
		氏名（名称及び代表者氏名）	㊞
		個人番号又は法人番号	

年　月分　ゴルフ場利用税納入申告書

ゴルフ場の名称				
期間		年　月　日から　年　月　日まで		
区分		利用人員数(A)	税率(B)	税額(A)×(B)＝(C)
一般	会員	人		
	その他	人		
	小計	人	円	円
特例	早朝・薄暮	人	(一般税率の１／２)	
	ゴルフ場協会等の利用	人		
	65歳から69歳の利用	人		
	小計	人	円	円
合計		人	――――	円

非課税利用	①　障害者の利用	人	
	②　18歳未満の利用	人	
	③　70歳以上の利用	人	
	④　学生・生徒及び教員の利用	人	
	⑤　国民体育大会等の利用	人	
	合計	人	

この申告書に基づいて納めた年月日	年　月　日
申告納入期限	年　月　日
備考	（課税対象外利用人員数） 従業員利用：　人、プロ利用：　人、連盟会議出席者の利用：　人、 その他（　）：　人

注　この申告書を提出すると同時にゴルフ場利用税を納入してください。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条第三項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に改正前の三重県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書等は、改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

3　この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告　　示

三重県告示第 134 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 3 月 12 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2472700828	トラスト	多気郡大台町佐原 489 番地 8	有限会社トラスト	平成 31 年 2 月 28 日	福祉用具貸与
2472700828	トラスト	多気郡大台町佐原 489 番地 8	有限会社トラスト	平成 31 年 2 月 28 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 135 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可しました。

平成 31 年 3 月 12 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	許可年月日	入所定員
2453080034	介護老人保健施設菖蒲園	北牟婁郡紀北町上里 239 番地 8	社会福祉法人慈徳会	北牟婁郡紀北町上里堂の谷 227 番地 1	平成 31 年 3 月 1 日	100

三重県告示第 136 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 99 条第 2 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設から廃止の届出がありました。

平成 31 年 3 月 12 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	廃止年月日	サービスの種類
2453080018	介護老人保健施設菖蒲園	北牟婁郡紀北町上里 239 番地 8	医療法人慈心会	平成 31 年 2 月 28 日	介護老人保健施設

三重県告示第 137 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 3 月 12 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2472700828	トラスト	多気郡大台町佐原489番地8	有限会社トラスト	平成31年2月28日	介護予防福祉用具貸与
2472700828	トラスト	多気郡大台町佐原489番地8	有限会社トラスト	平成31年2月28日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護	訪問看護ステーション　にしもと	津市一志町片野409番　プレジール一志101号	平成31年2月1日
薬局	ファーマライズ薬局　日永店	四日市市日永西三丁目17番19-2号	平成31年3月1日
薬局	ファーマライズ薬局　伊勢店	伊勢市宮町1-3-11	平成31年3月1日
薬局	鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里175	平成31年3月1日
薬局	ファーマライズ薬局　鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉2丁目17番3号	平成31年3月1日
薬局	ファーマライズ薬局　鈴鹿店	鈴鹿市国府町字井口57-21	平成31年3月1日
薬局	ファーマライズ薬局　亀山店	亀山市東御幸町216-2	平成31年3月1日
薬局	ファーマライズ薬局　磯部店	志摩市磯部町迫間49-15	平成31年3月1日
薬局	ファーマライズ薬局　恵利原店	志摩市磯部町恵利原1529	平成31年3月1日
薬局	ファーマライズ薬局　菰野店	三重郡菰野町福村64-6	平成31年3月1日

三重県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	きらぼし薬局たるさか店	四日市市垂坂町414番1		薬局	平成31年3月1日

三重県告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日

歯科矯正	山本矯正歯科	桑名市寿町 3 丁目 67 番地の 2　水谷ビル 2 階		歯科矯正	平成 31 年 1 月 31 日

三重県告示第 141 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 72 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づき知事が別に定める土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法を第 2 に、同条第 2 項の規定に基づき知事が別に定める土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法を第 3 に定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

なお、平成 22 年三重県告示第 268 号は、平成 31 年 3 月 31 日限り、廃止します。

平成 31 年 3 月 12 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法等を定める旨

第 1　定義

1　特定有害物質　土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する物質をいう。

2　第 1 種特定有害物質　土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法規則」という。）第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する特定有害物質をいう。

3　第 2 種特定有害物質　法規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する特定有害物質をいう。

4　第 3 種特定有害物質　法規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する特定有害物質をいう。

5　指定調査機関　土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する環境大臣又は都道府県知事が指定する者をいう。

第 2　土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法

1　調査地点

(1)　土壌については、形質変更しようとする土地の全ての範囲を対象とし、法規則第 4 条から第 8 条までの規定に基づく調査地点とする。ただし、法規則第 4 条第 3 項に規定する単位区画は、形質変更しようとする土地全域について、同項第 2 号に規定する一部対象区画を適用しても差し支えないものとする。

(2)　地下水については、形質変更しようとする土地の境界付近で 1 地点以上とする。
この場合、採取地点の選定理由を記録しておくものとする。

2　調査対象物質

全ての特定有害物質とする。

3　試料採取方法及び測定方法

(1)　土壌については、法規則第 4 条から第 8 条までの規定に基づく方法とする。

(2)　地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取する。測定方法は、法規則第 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づく方法とする。

4　調査実施機関

指定調査機関とする。

第 3　土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法

1　調査方法は 2 及び 3 に定める土地の区分に応じ、当該 2 及び 3 に定めるところによるものとする。

2　法第 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく都道府県知事の確認を受けた土地

法に基づく方法により調査を実施するものとする。

3　2 以外の土地

(1)　調査地点

ア　土壌については、特定有害物質の製造、使用その他取扱いを行っていた工場等の施設（以下この第 3 において「工場等の施設」という。）ごとに、当該施設が設置されていた場所周辺で 1 箇所以上とする。

イ　地下水については、形質変更しようとする土地の境界付近で 1 地点以上とする。
なお、ア及びイの地点の選定理由を記録しておくものとする。

(2)　調査対象物質

工場等の施設で製造、使用その他取扱いをしていた特定有害物質（令第 1 条第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 15 号又は第 17 号から第 19 号までに掲げる特定有害物質にあっては、次表の左欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。）とする。

四塩化炭素（令第 1 条第 7 号）	ジクロロメタン
1,1－ジクロロエチレン（令第 1 条第 9 号）	クロロエチレン
1,2－ジクロロエチレン（令第 1 条第 10 号）	クロロエチレン
テトラクロロエチレン（令第 1 条第 15 号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1－トリクロロエタン（令第 1 条第 17 号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン
1,1,2－トリクロロエタン（令第 1 条第 18 号）	クロロエチレン、1,2－ジクロロエタン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン
トリクロロエチレン（令第 1 条第 19 号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン

(3)　試料採取方法

ア　土壌については、次の（ア）及び（イ）の物質の区分に応じ、当該（ア）及び（イ）に定めるところによるものとする。

（ア）　第 1 種特定有害物質　1 箇所につき、法規則第 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づく環境大臣が定める方法により 1 地点で採取する。

（イ）　第 2 種特定有害物質及び第 3 種特定有害物質　1 箇所につき 5 地点均等混合法による。すなわち、中心地点及び周辺 4 方位（東西南北など、一定の方向を定めて配置する）の 5mから 10mまでの間からそれぞれ 1 地点ずつ、合わせて 5 地点で採取する。ただし、5 地点の間隔が十分とれない場合は、その間隔をせばめて 5 地点から採取する。それぞれの地点での土壌採取は、法規則第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく方法による。得られた 5 地点の土壌を、それぞれ同じ重量混合し試料とする。

イ　地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取するものとする。

(4)　測定方法

ア　土壌については、次の（ア）から（ウ）までの物質の区分に応じ、当該（ア）から（ウ）までに定めるところによるものとする。

（ア）　第 1 種特定有害物質　法規則第 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

（イ）　第 2 種特定有害物質　法規則第 6 条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

（ウ）　第 3 種特定有害物質　法規則第 6 条第 3 項第 4 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ　地下水については、法規則第 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとする。

(5)　第 1 種特定有害物質に係る確定調査

第 1 種特定有害物質について、3（4）ア（ア）の測定の結果、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水（法規則第 6 条第 2 項第 1 号で規定するものに限る。）から検出された調査対象物質が地下水基準（法規則第 7 条第 1 項に規定する基準をいう。）に適合しなかったときは、第 1 種特定有害物質に関し法規則第 4 条から第 8 条までの規定に基づき調査するものとする。

(6)　調査実施機関

指定調査機関とする。

(7)　調査方法の例外

土壌の調査においては、3(2)で規定する調査対象物質について、法の規定に基づく方法により調査を実施する場合は、この限りでない。

三重県告示第 142 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 72 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が別に定める特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法を第 2 に、同条第 2 項の規定に基づき知事が別に定める特定工場等所有者等が土地の形質変更を行おうとするときの当該土地の土

壌の特定有害物質による汚染状況に係る調査方法を第3に、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年三重県規則第39号）第83条の5ただし書の規定に基づき知事が別に定める有害物質使用特定施設における調査の回数を第4に、同規則第83条の6の規定に基づき知事が別に定める有害物質使用特定施設における調査適用除外の基準を第5のように定め、平成31年4月1日から施行します。

なお、平成22年三重県告示第269号は、平成31年3月31日限り、廃止します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法等を定める旨

第1　定義

1　特定有害物質　土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）第1条に規定する物質をいう。

2　有害物質使用特定施設　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。

3　特定工場等所有者等　三重県生活環境の保全に関する条例第72条の3第1項に規定する特定工場等所有者等をいう。

4　第1種特定有害物質　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法規則」という。）第4条第3項第2号イに規定する特定有害物質をいう。

5　第2種特定有害物質　法規則第4条第3項第2号ロに規定する特定有害物質をいう。

6　第3種特定有害物質　法規則第4条第3項第2号ロに規定する特定有害物質をいう。

7　指定調査機関　法第3条第1項に規定する環境大臣又は都道府県知事が指定する者をいう。

第2　特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法

1　調査地点

(1)　土壌については、有害物質使用特定施設ごとに当該施設周辺で1地点以上とする。

(2)　地下水については、工場等の敷地境界付近で1地点以上とする。

なお、(1)又は(2)の地点の選定理由を記録しておくものとする。

2　調査対象物質

有害物質使用特定施設で製造、使用又は処理をしている特定有害物質（令第1条第7号、第9号、第10号、第15号又は第17号から第19号までに掲げる特定有害物質にあっては、次表の左欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。）とする。

四塩化炭素（令第1条第7号）	ジクロロメタン
1,1－ジクロロエチレン（令第1条第9号）	クロロエチレン
1,2－ジクロロエチレン（令第1条第10号）	クロロエチレン
テトラクロロエチレン（令第1条第15号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1－トリクロロエタン（令第1条第17号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン
1,1,2－トリクロロエタン（令第1条第18号）	クロロエチレン、1,2－ジクロロエタン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン
トリクロロエチレン（令第1条第19号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン

3　試料採取方法

(1)　土壌については、次のア及びイの物質の区分に応じ、当該ア及びイに定めるところによるものとする。

ア　第1種特定有害物質　法規則第6条第2項第1号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ　第2種特定有害物質及び第3種特定有害物質　法規則第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく方法

(2)　地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取するものとする。

4　測定方法

(1)　土壌については、次のアからウまでの物質の区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによるものとする。

ア　第1種特定有害物質　法規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ　第2種特定有害物質　法規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

ウ　第3種特定有害物質　法規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める方法

(2)　地下水については、法規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとする。

5　第1種特定有害物質に係る確定調査

第1種特定有害物質について、4（1）アの測定の結果、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水（法規則第6条第2項第1号で規定するものに限る。）から検出された調査対象物質が地下水基準（法規則第7条第1項に規定する基準をいう。）に適合しなかったときは、第1種特定有害物質に関し次のいずれかの方法により調査するものとする。

(1)　法規則第4条から第8条までの規定に基づき調査する。

(2)　地下水を、1から4までの規定に基づき調査する。

6　調査実施機関

指定調査機関とする。

7　調査方法の例外

土壌の調査においては、2で規定する調査対象物質について、法の規定に基づく方法により調査を実施する場合はこの限りでない。

第3　特定工場等所有者等が土地の形質変更を行おうとするときの当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状況に係る調査方法

1　調査地点

形質変更しようとする土地の全ての範囲を対象とし、法規則第4条から第8条までの規定に基づく調査地点とする。ただし、法規則第4条第3項に規定する単位区画は、形質変更しようとする土地全域について、同項第2号に規定する一部対象区画を適用しても差し支えないものとする。

また、法規則第3条第6項第1号に規定する土地を除くものとする。

2　調査対象物質

有害物質使用特定施設で製造、使用又は処理をしている特定有害物質（令第1条第7号、第9号、第10号、第15号又は第17号から第19号までに掲げる特定有害物質にあっては、次表の左欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。）とする。

四塩化炭素（令第1条第7号）	ジクロロメタン
1,1－ジクロロエチレン（令第1条第9号）	クロロエチレン
1,2－ジクロロエチレン（令第1条第10号）	クロロエチレン
テトラクロロエチレン（令第1条第15号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1－トリクロロエタン（令第1条第17号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン
1,1,2－トリクロロエタン（令第1条第18号）	クロロエチレン、1,2－ジクロロエタン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン
トリクロロエチレン（令第1条第19号）	クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン

3　試料採取方法及び測定方法

法規則第4条から第8条までの規定に基づく方法とする。

4　調査実施機関

指定調査機関とする。

第4　有害物質使用特定施設における調査の回数

3年間継続して土壌又は地下水の汚染が認められない特定有害物質がある場合は、当該物質について3年を超えない期間に1回以上とする。

第5　有害物質使用特定施設における調査適用除外の基準

1　有害物質使用特定施設を起点に特定有害物質ごとの一般的な地下水汚染到達距離（「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）が工場等の敷地内で確保できること。

なお、工業専用地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域をいう。）内では、隣接する工場等がある場合、隣接する工場等も敷地と見なすことができる。ただし、隣接する工場等との間に、公道や公共の水路等が存在する時は、この限りでない。

2　地形上、周囲と隔絶された状況にあり、周囲への環境影響のおそれがないと判断される土地に設置された有害物質使用特定施設であること。

三重県告示第 143 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく腐そ病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、ニューカッスル病検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査、伝達性海綿状脳症検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査を次のとおり実施します。

平成 31 年 3 月 12 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　実施の目的

腐そ病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、ニューカッスル病、鶏マイコプラズマ病、牛ヨーネ病、牛ブルセラ病、牛結核病及び伝達性海綿状脳症の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため

2　実施する区域並びに実施の対象となる家畜等の種類及び範囲

(1)　実施する区域

三重県全域

(2)　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア　腐そ病検査

みつばち

イ　家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及びニューカッスル病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏）

ウ　鶏マイコプラズマ病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏のうち家畜保健衛生所長が特に必要と認めた鶏）

エ　高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表）第 3 の 1（1）及び第 3 の 2（1）に基づき、家畜保健衛生所長が指示した家きん

オ　牛ヨーネ病検査

牛（生後 6 月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛並びに県内で生産された未検査牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、平成 30 年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成 26 年度に県内で検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

カ　牛ブルセラ病検査及び牛結核病検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

キ　伝達性海綿状脳症検査

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

ク　アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛）

3　実施の期日

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4　検査の方法

(1)　腐そ病検査については、臨床検査及び細菌検査
(2)　家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及び鶏マイコプラズマ病検査については、凝集反応検査
(3)　ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応検査
(4)　高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（酵素免疫測定法）その他必要な検査
(5)　牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査及び伝達性海綿状脳症については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査方法
(6)　アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査については、臨床検査及び中和試験

三重県告示第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　解除予定保安林の所在場所
度会郡度会町川上字樋ノ谷599の2（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的
水源の涵（かん）養
3　解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三重県告示第145号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　届出事項

発起人		加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住所	氏名		
伊勢市有滝町1957	中村　元春	伊勢湾	伊勢湾漁業協同組合
伊勢市二見町今一色150	豊田　真一	伊勢湾	伊勢湾漁業協同組合

2　指定漁船調書の縦覧
(1)　縦覧期間
平成31年3月12日から同月26日まで
(2)　縦覧場所
伊勢市有滝町2021　伊勢湾漁業協同組合

三重県告示第146号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　届出事項

発　　起　　人		加　入　区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住　　所	氏　名		
鳥羽市菅島町182	木下　和行	鳥羽磯部	鳥羽磯部漁業協同組合
鳥羽市神島町139	寺田　久俊	鳥羽磯部	鳥羽磯部漁業協同組合

2　指定漁船調書の縦覧

(1)　縦覧期間

平成31年3月12日から同月26日まで

(2)　縦覧場所

鳥羽市鳥羽4-2360-16　鳥羽磯部漁業協同組合

三重県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤坂谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
滑谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
岩間谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
平石谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
大谷川	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
西郷谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
ムクロジ谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
天神山谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
岩の谷1	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
岩の谷2	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
岩の谷3	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
水行	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
峯川	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
池川2	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
北村地西谷	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
北村地谷	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
上地谷	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽市木谷川	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 148 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 31 年 3 月 12 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
鳥城川	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
風呂谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
木本新田	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
新田川	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
桜谷	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
天神ノ木谷	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
谷口谷	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
池川 1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
池川	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
産田川	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
安楽寺川	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
のろし谷	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
明国谷	熊野市久生屋町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
里	熊野市久生屋町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
岩ノ谷	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大阪	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷 1	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷 2	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
帯阻 1	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
帯阻 2	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
帯阻 3	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

新出町	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古城	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城山	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩ノ谷２	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺山	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古城２	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古城３	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古城４	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古城５	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬留	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田Ⅰ-1	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城山Ⅰ-1	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田Ⅱ-3	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田Ⅱ-4	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
切立Ⅱ-1	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田Ⅰ-2	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩ノ谷１	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大阪１	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷３	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷４	熊野市木本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽市木	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地１	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大島	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
広岡	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池川	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽市木２	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
産田	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

池川Ⅱ-1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池川Ⅱ-2	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池川Ⅱ-3	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池川Ⅱ-4	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池川Ⅱ-5	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井Ⅱ-1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北村地Ⅱ-1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北村地Ⅱ-2	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北村地Ⅱ-3	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平Ⅱ-1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎Ⅱ-1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎Ⅱ-2	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎Ⅱ-3	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎Ⅱ-4	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎Ⅱ-5	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大島Ⅲ-1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
有馬町Ⅲ-1	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地２	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平Ⅱ-2	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平Ⅱ-3	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎Ⅱ-6	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎Ⅱ-7	熊野市有馬町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久生屋町Ⅲ-2	熊野市久生屋町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第16号

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県知事選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出又は政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めます。

平成 31 年 3 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長　　髙　　木　　久　　代

津市広明町 13 番地　三重県庁 2 階三重県選挙管理委員会室。ただし、平成 31 年 3 月 21 日については、津市広明町 13 番地　三重県庁講堂とする。

訓　　令

三重県訓令第１号

庁　中　一　般
地　域　機　関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 12 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　　正　　後

別表（第 2 条、第 3 条関係）

1　一般職員関係

部	機関	職員	品目	数量	期間
1～5 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6　環境生活部	(1) 環境生活部	(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
		(6) 現場業務に従事する職員であつて、特に環境生活部長が必要と認める者	作業服（上下） 防寒服	1 1	2 5
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3　(略)

備考　(略)

改　　正　　前

別表（第 2 条、第 3 条関係）

1　一般職員関係

部	機関	職員	品目	数量	期間
1～5 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6　環境生活部	(1) 環境生活部	(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
		(6) 現場業務に従事する職員であつて、特に環境生活部長が必要と認める者	作業服（上下）	1	2
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3　(略)

備考　(略)

附　則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（伊倉津井土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成31年3月4日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2　作業期間

平成31年3月4日から同年9月24日まで

3　作業地域

伊賀市上神戸、同市下神戸、同市枡川、同市上林、同市古郡、同市比土、同市朝日ケ丘町、同市比自岐、同市摺見、同市岡波、同市依那具、同市市部、同市沖、同市才良、同市森寺、同市上郡、同市下郡、同市上之庄、同市笠部、同市山出及び同市猪田

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、建設業の許可を取り消しましたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　処分をした年月日

平成31年3月1日

2　処分を受けた者の商号、代表者の氏名及び所在地

株式会社丸徳　代表者　中川　智博

所 在 地　三重県鈴鹿市河田町214-6

許可番号　三重県知事許可（般－26）第23003号

3　処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し

4　処分の原因となった事実

建設業者の営業所の所在地が確知できないため、平成31年1月29日付け三重県公報第3078号によりその旨を公告したが、公告の日から30日が経過しても申出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合から、理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　氏名

桑名　憲一

2　住所

亀山市御幸町188番地4

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成31年3月12日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員（m）	延長（m）
平成31年2月26日	小津　守	伊勢市岡本2丁目9-38	伊勢市勢田町字滝ヶ谷665-12、666-4	A	6.0	21.0

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/